プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目

【審議事項】IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する 投資」-ファンド・マネジャーがファンドに対して重要な影響力 を有しているか否かの評価

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2016年11月のIFRS解釈指針委員会(以下「IFRS-IC」という。)会議において議論されたファンド・マネジャーがファンドに対して重要な影響力を有しているか否かの評価に関するIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」(以下「IAS第28号」という。)の取扱いについてのアジェンダ決定案の内容をご説明し、当委員会の対応(案)についてご意見をいただくことを目的として作成している。

11. 背景及び経緯

これまでの経緯

- 2. 本論点は、2014年9月及び2015年1月のIFRS-IC会議で議論されたが、2015年1月のIFRS-IC会議時に、IASBの持分法に関するリサーチ・プロジェクトにおける対応を待つものとして検討が保留されており、アジェンダ決定はなされていなかった。
- 3. 今般、持分法のリサーチ・プロジェクトがリサーチ・パイプラインに含められ、本論 点を継続して保留する意味が乏しくなったため、アジェンダ決定案を再検討したもの である。

論点の概要

- 4. IFRS-IC は、ファンド・マネジャーが自身で管理し直接投資を有するファンドについて、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」(以下「IFRS 第 10 号」という。)に基づき、代理人として第三者のために意思決定権限を行使し、支配していないと判断され、かつ IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」(以下「IFRS 第 11 号」という。)における共同支配も当該ファンドに対して有していない場合に、IAS 第 28 号の定める重要な影響力の判定について次の明確化を求める要望書を受けとった。
 - 論点①:重要な影響力を有しているか否かを評価すべきか。
 - 論点②:重要な影響力を評価すべき場合はどのように行うべきか。
- 5. 要望書の提出者は、重要な影響力の評価の結果により、ファンド・マネジャーにおけるファンド向け投資の測定と開示において準拠する規定が次のように異なることとな

ることを指摘した。

重要な影響力	測定	開示
あり	IAS 第 28 号¹	IFRS 第 12 号
なし	IFRS 第 9 号	IFRS 第 7 号

- 6. また、論点②に関連して生じる追加の論点として、前提となっている「代理人として の意思決定権限」を、当該重要な影響力の評価において考慮すべきか否かについて次 の2つの見解が生じることも、2014年9月のIFRS-IC会議において検討された。
 - (1) 見解 1: 第三者のために行使している意思決定権限を除外して評価すべきである。
 - ・ 当該意思決定権限は、ファンド・マネジャー自身の権利ではなく、むしろマネジメント契約に基づく権利である。
 - 委譲されたパワーであり、ファンド・マネジャー自身のパワーではない。
 - (2) 見解 2: 第三者のために行使している意思決定権限も含めて評価すべき。
 - ・ IAS 第 28 号は、「投資先の財務及び営業の方針決定に参加するパワー」の有無に 着目しており、投資者が自身のために当該パワーを有していることまでを求めて いない。

III. 2014年9月及び2015年1月のIFRS-IC会議における議論

アウトリーチの結果

- 7. 各法域の関係者へアウトリーチを行った結果は次のとおりであった。
 - (1) 多くの回答者(18分の7)は、ファンド・マネジャーの意思決定権限はファンドの契約条項により制限されていることが多く、ファンドへの直接投資が金融資産として会計処理されているとした。
 - (2) 一部の回答者(18分の3)は、ファンド・マネジャーは第三者のためであっても、意思決定権限を有しており、関連会社として会計処理していると回答し、当該処理が 米国会計基準上で支配的な実務となっている旨の意見もあった。
 - (3) 他の回答者は、IFRS 上の支配的な実務を識別していなかった。

¹ IAS 第 28 号に従った持分法での測定に加え、本論点における投資元であるファンド・マネジャーが、ベンチャー・キャピタル企業又はミューチュアル・ファンド等であれば、当該ファンド向け投資を、IFRS 第 9 号に従って純損益を通じて公正価値測定することも選択できる(IAS 第 28 号第 18 項)。

2014年9月の IASB スタッフの分析

- 8. 本資料第4項の論点①について、IASBスタッフは、IAS第28号に基づき、重要な影響力を有しているかを評価すべきであることは、次の理由から明確であるとした。
 - (1) IFRS 第 10 号に基づきファンド・マネジャーの意思決定権限が代理人と判断される 程度に制限されているという事実は、IAS 第 28 号に基づき重要な影響力を有する ことを必ずしも妨げるものではない。
 - (2) IAS 第 28 号の「重要な影響力」は、同第 3 項(別紙 3 参照)に定義されているように、「投資先の財務及び営業の方針決定に参加するパワー」に着目した概念であり、IFRS 第 10 号の支配の 3 要素に含まれる、「投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利」や「投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力」には着目していない。両者の概念は異なるため、重要な影響力の有無を評価するにあたって、IFRS 第 10 号のガイダンスは必ずしも考慮される必要はない。
 - (3) IASB は、IFRS 第 10 号を開発する段階において、IAS 第 28 号の重要な影響力の概念の改正を意図的に行っておらず、したがって IFRS 第 10 号の公表それ自体は、IAS 第 28 号の重要な影響力の評価に影響を与えない。
- 9. IASB スタッフはまた、本資料第4項の論点②について、IAS 第28号第5項(別紙3参照)に従い、ファンド・マネジャーが重要な影響力を有するかを評価する上で、次を評価する必要があるとした。
 - (1) ファンドに対して有する直接又は(子会社を通じた)間接投資
 - (2) ファンドに対する議決権が20%未満の場合には、意思決定権限(上記の投資も併せて考慮)が重要な影響力を構成するのに十分なものか否か
- 10. しかし、前項(2)の評価において、前述のとおり、代理人として第三者のために行使している意思決定権限を考慮すべきか否かについての議論があり、IASB スタッフは、次の理由から、IASB に対して持分法のリサーチ・プロジェクトで扱うことを提案した。
 - (1) マネジメント・サービスの一環で行使される意思決定権限が重要な影響力を構成すると結論付けるには懸念もあるが、少なくとも IAS 第 28 号上、このような権限を重要な影響力の評価にあたって含めてはならないと言うことはできない。
 - (2) IASB は、重要な影響力の定義を、包括的なプロジェクトで扱うべきものとして、意

図的に見直していない (IAS 第 28 号 BC15 項²)。

2014 年 9 月の IFRS-IC 会議での議論の結果

11. 議論の結果、スタッフ提案どおり、本論点をアジェンダとして取り上げず、持分法会計に関するリサーチ・プロジェクトにおいて分析と評価を行うことを提案する旨が暫定的に決定され、アジェンダ決定案が公表された。

2015年1月の IASB スタッフの分析

12. IASB スタッフは、アジェンダ決定案に対して寄せられコメント・レターのうち、IFRS 第 10 号の公表により IAS 第 28 号の解釈が影響を受けることがないことをアジェンダ 決定において明確にすべき、とするコメントに対処した。

2015 年 1 月の IFRS-IC 会議での議論の結果

13. 議論の結果、別紙 2 に示すアジェンダ決定が公表されており、その中には、IFRS-IC が、リサーチ・プロジェクトがどのように進展するのかをモニターすること、及びリサーチ・プロジェクトでこの論点を扱わない場合にはこれを再検討する旨も補足された。

IV. 2016 年 11 月の IFRS-IC 会議における議論

IASB スタッフの分析

- 14. IASB スタッフは、これまでの分析に加え、ファンド・マネジャーが第三者の利益の ために代理人として活動しているか否かを評価することで、投資先であるファンドに 対する支配の有無を判断する IFRS 第 10 号の要求事項を、狭い範囲の修正として IAS 第 28 号において開発することを選択肢として挙げた。
- 15. しかし、IASB スタッフは、当該再検討には持分法の適用範囲の検討が伴うため、開発は容易ではないとし、IFRS-IC では本論点に効果的に対処できないものとして、アジェンダとして取り上げないことを提案している。
- 16. なお、IASB 及びリサーチ・プロジェクト担当者も本論点を認識しており、IASB スタッフは、今後 IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開

.

² 当審議会は、IAS 第 28 号における重要な影響力の定義・・・・は、IAS 第 27 号で定義されている支配の定義に関連していることに着目した。当審議会は、IAS 第 28 号を修正する際に重要な影響力の定義を検討せず、重要な影響力の1つの要素を切り離して変更するのは適切でないという結論を下した。そうした検討は、関連会社の会計処理のより広範囲の見直しの一環として行うべきものである。

示」(以下「IFRS 第 12 号」という。)の適用後レビューにおいて、リサーチ・プロジェクトの対象とされることが見込まれているとしている。

IFRS-IC 会議で示された主な意見

17. IASB スタッフが示した提案について、アジェンダ決定案の一部の文言について修正を求めるコメントを除き、IFRS-IC のメンバーから同意する意見が多く聞かれた。

IFRS-IC 会議での議論の結果

- 18. 議論の結果、スタッフ提案どおり、アジェンダとして取り上げないことが決定され、 次の内容のアジェンダ決定案が公表されている(公表されたアジェンダ決定案の仮訳 を別紙1に記載している)。
 - (1) 重要な影響力を有しているかを IAS 第28 号に従って評価すべきこと
 - (2) IAS 第 28 号が重要な影響力の評価において、代理人としての意思決定権限が影響を与えるか否か、あるいはどのように影響を与えるかを考慮していないこと
 - (3) IAS 第 28 号の重要な影響力と代理人としての意思決定権限との関係に関する要求 事項の開発には、重要な影響力についての包括的な見直しが必要となること

今後の予定

19. IFRS-IC は、アジェンダ決定案について、2017年1月27日までコメントを募集しており、2017年以降の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

V. 当委員会による対応案

- 20. 2014 年 8 月に IASB スタッフからの要望に基づき、我が国の関係者に対するアウトリーチを実施した結果、論点としては認識されているものの、関連する明確な実例はなく、支配的な実務も認識されていないという回答を受けとっており、状況が多少変化している可能性はあるが、本論点が早急な解決が必要とされる重要な問題とはなっていないと認識している。
- 21. また、アジェンダ決定案に示された IFRS-IC のアジェンダに追加しないとする方向性 については、次の点より同意できるものと考えられる。
 - (1) 本論点の明確化のためには、IFRS 第 10 号の代理人としての第三者のための意思 決定権限と「重要な影響力」の定義との関係性、あるいは「重要な影響力」と IFRS 第 10 号の支配との関係性を見直す必要が生じる可能性があるため、部分的な対

応でなく、包括的な検討が望ましいと考えられる。

- (2) 今後6か月以後に予定されている IFRS 第10号、IFRS 第11号及び IFRS 第12号 の適用後レビューにおいて、包括的な検討が見込まれている限りにおいて、現時 点で部分的な対応を行うことは適切でないと考えられる。
- 22. なお、包括的な見直し時には次の点等を勘案することが考えられ、適用後レビューにおいて改めて提起することが考えられる。
 - (1) IFRS 第 10 号には、本人か代理人かの決定について 4 つの要因³が挙げられており、要因のひとつである、「投資先に対して保有している他の関与により生じるリターンの変動性に対する意思決定者のエクスポージャー」が重要か否かの評価については、設例において複数の具体的な持分が挙げられている一方で、IAS 第28 号には、議決権の 20%以上を有する場合には明確な反証がない限り、重要な影響力があるものとして持分に言及する記述があるため、当該関係を整理する必要があると考えられる。
 - (2) (1)に関連して、仮に、代理人としての第三者のための意思決定権限により、重要な影響力を有すると判定される場合には、要望書の前提において、管理に関する契約が継続する限り、当該ファンドへの直接投資の割合が20%未満であったとしても、ファンド・マネジャーの関連会社となり得るため、持分等についての要件の追加についても検討が必要となると考えられる。
- 23. 以上より、IFRS-ICのアジェンダ決定案にコメントを提出しないこととしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

当委員会事務局としては、IFRS-IC のアジェンダ決定案にコメントを提出しないことを提案しているが、ご質問やご意見があればお伺いしたい。

以上

³ IFRS 第 10 号 B60 項において次のとおりとされている。

⁽a) 投資先に対する意思決定権限の範囲

⁽b) 他の当事者が保有している権利

⁽c) 報酬契約に従って得る権利のある報酬

⁽d) 投資先に対して保有している他の関与により生じるリターンの変動性に対する意思決定者 のエクスポージャー

(別紙1)

2016年11月のIFRIC Updateに掲載された「アジェンダ決定案」の仮訳

IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」——ファンド・マネジャーの重要な影響力の評価

解釈指針委員会は、どのような要因が、ファンド・マネジャーが、自ら管理し、投資を有しているファンドに重要な影響力を有するかを評価するか否か、また評価する場合にどのように評価するかを明確化する要望書を受けた。要望書に記載されていたシナリオでは、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」に基づく支配の判定の結果、ファンド・マネジャーは代理人であり、したがってファンドを支配していないという状況である。ファンド・マネジャーがファンドに対する共同支配も有していないという結論も下している。

解釈指針委員会は、ファンド・マネジャーが管理するファンドを、支配あるいは共同支配するか、また重要な影響力を有するか否かの評価を、関連する IFRS 基準(重要な影響力については IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」)を適用して行うことに着目した。

解釈指針委員会は、支配の評価における IFRS 第 10 号と異なり、IAS 第 28 号は、代理人としての意思決定権限が重要な影響力の評価に影響するのかどうか、あるいはどのように影響するのかを考慮していないことに留意した。このような要求事項の開発は、IAS 第 28 号における重要な影響力についての包括的な見直しと切り離して行うことはできない。

解釈指針委員会はまた、IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」第 7 項(b)が、企業に対して、他の企業に対する重要な影響力を有していると決定する際に行った重大な判断及び仮定に関する情報の開示を要求していることにも着目した。

解釈指針委員会は、この問題を現行の IFRS 基準の範囲内で効率的に解決することはできないであろうと結論を下した。したがって、この論点をアジェンダに追加しないことを「決定した」。

(別紙2)

2015 年 1 月の IFRIC Update に掲載された「アジェンダ決定」の仮訳

IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」——重要な影響力の評価:代理人として行動するとともにファンドに対する自らの投資を保有しているファンド・マネジャー (アジェンダ・ペーパー7)

解釈指針委員会は、どのような要因が、ファンド・マネジャーが管理し、直接の保有を有するファンドに対してファンド・マネジャーが重要な影響力を有していることを示す可能性があるのかを明確化するよう要望を受けた。要望提出者が記述していた特定の状況とは、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」に基づく支配の判定の結果、ファンド・マネジャーは自らが管理し直接の保有を有しているファンドを支配していないという結論となった(その理由は、IFRS 第 10 号の B58 項から B72 項に従った代理人として行動しているからである)という状況である。要望提出者は、この特定の状況に関して 2 つの質問を提起した。

- a. ファンド・マネジャーは、自らがファンドに対して重要な影響力を有しているかどう かを評価すべきなのか。
- b. そうである場合、こうした評価をどのように行うべきなのか。

解釈指針委員会は、IFRS 第 10 号に従って自らが代理人であると結論を下すファンド・マネジャーは、重要な影響力を有しているのかどうかを評価すべきであることに留意した。解釈指針委員会はさらに、ファンド・マネジャーはその評価を IAS 第 28 号のガイダンスに従って行う必要があることに留意した。特に、以下の事項を考慮すべきである。

- a. ファンドに対する自らの保有
- b. 財務及び運用方針の意思決定に参加する自らのパワーが、ファンドに対する自らの保 有との組合せで、重要な影響力を構成するのかどうか。

今回の会議で、解釈指針委員会は、IFRS 第 10 号が、重要な影響力の評価に関して IAS 第 28 号の結果的修正を何も行っていないことに留意した。しかし、解釈指針委員会メンバーは、代理人という立場で保有する財務及び運用方針の意思決定に参加するパワーが重要な影響力の評価に影響を与えるべきなのかどうか及びどのように影響を与えるべきなのかについて合意に至らなかった。

解釈指針委員会は、IASBには現在、持分法会計の主題に関する調査研究プロジェクトがあるが、重要な影響力の評価がそのプロジェクトの一部を形成することになるのかどうかが現段階では明確でないことに留意した。したがって、解釈指針委員会は、調査研究プロジェクトがどのように進展するのかをモニターすること、及び調査研究プロジェクトでこの論点を扱わない場合にはこれを再検討することを決定した。

(別紙3)

関連する基準等

IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」

定義

3. 次の用語は、本基準では特定された意味で用いている。

<u>重要な影響力</u>とは、投資先の財務及び営業の方針決定に参加するパワーであるが、当該方針に

対する支配又は共同支配ではないものをいう。

重要な影響力

5. 企業が、投資先の議決権の 20%以上を、直接的に又は(例えば、子会社を通じて)間接的に保有している場合には、重要な影響力がないことが明確に証明できない限り、企業は重要な影響力を有していると推定される。反対に、企業が、直接的に又は(子会社を通じて)間接的に、投資先の議決権の 20%未満しか保有していない場合には、重要な影響力が明確に証明できる場合を除き、企業は重要な影響力を有していないと推定される。他の投資者が大部分又は過半数を所有していても、ある企業が重要な影響力を有することを必ずしも妨げるものではない。

持分法の適用

持分法適用の免除

18. 関連会社又は共同支配企業に対する投資が、ベンチャー・キャピタル企業、又はミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び類似の企業(投資連動保険ファンドを含む)である企業に保有されているか、又は当該企業を通じて間接的に保有されている場合には、企業は、当該関連会社及び共同支配企業に対する投資を、IFRS 第9号に従って純損益を通じて公正価値で測定することを選択できる。

IFRS 第 10 号「連結財務諸表」

支 配

5 投資者は、企業(投資先)への関与の内容にかかわらず、投資先を支配しているかどうかを判 定し、自らが親会社であるかどうかを決定しなければならない。

- 6 投資者は、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有 し、かつ、投資先に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、 投資先を支配している。
- 7 したがって、投資者は、投資者が次の各要素をすべて有している場合にのみ、投資先を支配している。
 - (a) 投資先に対するパワー (第10項から第14項参照)
 - (b) 投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利 (第15項及び 第16項参照)
 - (c) 投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力 (第17項及び第18項参照)

委任されたパワー

- B58 意思決定権を有する投資者(意思決定者)が投資先を支配しているかどうかを判定する際には、 自らが本人か代理人かを決定しなければならない。投資者は、意思決定権を有する他の企業が投 資者の代理人として行動しているかどうかも決定しなければならない。代理人とは、他の当事者 (本人)に代わってその便益のために行動することを主とする当事者をいい、したがって、意思 決定権限の行使時に投資先を支配していない(第17項及び第18項参照)。投資者のパワーを代理 人が保有し、代理人が行使できる場合もあるが、それは本人の代理としてである。意思決定者は、 単に自らの意思決定により他の者が便益を受けられるというだけでは、代理人ではない。
- B59 投資者は、ある特定の事項又はすべての関連性のある活動について代理人に意思決定権限を委任する場合がある。投資者が投資先を支配しているかどうかを判定する際に、投資者は、代理人の意思決定権を投資者が直接保有しているものとして扱わなければならない。本人が複数いる場合には、それぞれの本人が、B5項から B54項の要求事項を考慮して、投資先に対するパワーを有しているかどうかを検討しなければならない。B60項から B72項では、意思決定者が代理人か本人かの決定に関するガイダンスを示している。
- B60 意思決定者は、自らが代理人かどうかを決定する際に、自身と、管理されている投資先及び 投資先に関与している他の当事者との間の全体的な関係、特に下記の要因のすべてを考慮しな ければならない。
 - (a) 投資先に対する意思決定権限の範囲(B62項及びB63項)
 - (b)他の当事者が保有している権利 (B64項からB67項)
 - (c)報酬契約に従って得る権利のある報酬(B68項からB70項)

(d) 投資先に対して保有している他の関与により生じるリターンの変動性に対する意思決定者のエクスポージャー(B71項及びB72項)

特定の事実及び状況に基づき、それぞれの要因に異なるウェイト付けを適用しなければならない。

B61 意思決定者が代理人であるかどうかの決定には、B60項に列挙した要因のすべての評価が必要となる。ただし、単一の者が意思決定者を解任する実質的な権利(解任権)を有していて、意思決定者を理由なしに解任できる場合を除く(B65項参照)。

以上